

草加市教育委員会会議録

令和 2 年第 4 回臨時会

令和2年草加市教育委員会第4回臨時会

令和2年5月1日（金）午後1時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

第22号報告 草加市立小中学校の臨時休業期間の延長に係る専決処理の報告について

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久美子
委 員	川 井 かすみ

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	福 島 博 行
学 務 課 長	菅 野 光 三
指 導 課 長	山 村 一 晃
生涯学習課長	板 橋 克 之

○事務局

名 倉 毅

○傍聴人 0人

午後 1 時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和 2 年教育委員会第 4 回臨時会を開催いたします。本日も、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組として、出席者をできるだけ少ない形で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、報告が 1 件となっております。

なお、委員さんの中で、報告以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第 2 2 号報告 草加市立小中学校の臨時休業期間の延長に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 それでは、第 2 2 号報告につきまして、教育総務部長より説明させます。

○教育総務部長 最初にお配りをしております資料についてご説明させていただきます。

まず、資料 1 でございますが、こちらは、これから説明させていただく内容を 3 項目にわたり整理し、まとめたものでございます。

次に、資料２は、県教育長から市町村教育長宛ての通知文書で、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた市町村立幼稚園、小中学校等の臨時休業の延長及び延長期間の対応についての写しとなります。今回の臨時休業の要請の根拠となるものでございます。

資料３は、市の新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、市内の公共施設の利用休止期間を５月３１日まで延長し、また、集会、イベントについても３１日まで休止、延期とした決定事項を記したものでございます。

最後に、資料４でございますが、こちらは小中学校で勤務をしております市費正規職員と会計年度任用職員の交代勤務の実施方法についての説明でございます。

それでは、草加市立小中学校の臨時休業期間の延長に係る専決処理の報告について、ご説明申し上げます。この報告でございますが、令和２年４月３０日付けで、５月７日から５月３１日までの間、小中学校を臨時休業とすることについて専決処理をさせていただきましたので、これを報告するものでございます。

続いて、専決処理をさせていただきました経緯についてご説明を申し上げます。４月７日に政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、現在、埼玉県におきまして緊急事態措置を実施しているところでございます。そのような中、県教育委員会から市立小中学校の休業の延長等の措置を講ずることが求められ、これを踏まえまして、本市におきましては、小中学校について５月６日までの休業期間の延長を実施しているところでございます。埼玉県によりますと、４月２７日の時点で緊急事態宣言が予定どおり終了するのか、または継続するのか見通せる状況にはなく、県内の感染者数は依然として増加傾向にあり、感染者が大型連休明けに１，０００人程度となる推計が出されるなど、予断を許さない状況にあるということです。

政府の緊急事態宣言の取扱い方針が決定される前ではありますが、一日も早く児童生徒、保護者及び学校関係者に対しまして、現在の学校の休業等につきまして今後の方針を示す必要があるとの考えから、２８日に知事から県教育委員会に対しまして、５月３１日までの県立学校の休業期間の更なる延長等の措置を講ずるよう求めがあり、それを実施することになりました。翌２９日付けで、県教育委員会から市町村に対しても県立学校と同様の採用を取るよう要請がありましたが、本市としましても、４月３０日に市の対策本部において説明をさせていただきまして、小中学校について５月３１日までの臨時休業の延長を決定したところでございます。

なお、内容については、小中学校の臨時休業延長の全般的事項について学務課長から、休業中の学習については指導課長からそれぞれご説明をさせていただきます。また、これ以外の事項としまして、第４回定例会以降に市の対策本部会議の決定に基づき、公共施設の利用制限等

について見直しがありましたので、その内容は生涯学習課長から説明をさせていただきます。
さらに、学校で勤務する市費職員の勤務方法について変更がありましたので、その内容については、総務企画課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 小中学校の臨時休業期間の延長についてでございますが、まず、期間は5月7日から5月31日までとします。入学式については、保護者、学校も気にされているところでしたので、改めて休業明けの6月1日に予定するという形で、小学校は午後、中学校は午前中に、従来の4月8日に行おうとしていた時間帯に実施します。ただ、時間や実施方法の詳細については、各学校から保護者へお知らせすることといたしました。

学習課題等につきましては、この後、指導課からの説明がありますが、家庭訪問や電話等で児童生徒の学習状況を把握し、学校から配布される学習課題や学校のホームページで紹介されている関連サイトの課題に取り組むことになります。学校によっては準備が整っていない部分があったので、詳細は環境が整い次第、学校からお知らせすると保護者にはお知らせしております。

また、教育相談については、児童生徒の学習状況や心身の健康状態を把握するために、概ね2週間に1回程度、特に配慮が必要な児童生徒については概ね1週間に1回以上の家庭訪問や電話連絡等を行うこととしております。そのほか、児童生徒の生活や学習で困っていることがあれば、随時学校に相談するように保護者にはお知らせをしております。

児童の受入れにつきましては、現在、4月と同様に、保護者がどうしても仕事を休めずに、子どもが自宅で1人で過ごすことができない場合のみとしております。対象も今までどおりですが、小学校は1年生から6年生まで、また、中学校は特別支援学級の生徒になります。受入れ数は、児童クラブの責任者が、一つの学校のクラブを除いて、全校に配置されたことにより、1クラブを除けば0人となります。児童クラブに在籍していない児童の受入れ数については、全校で、ここ数日ですが、1日40人前後となっております。

そのほか、今後の状況によりますが、登校日を設定する場合、休業期間を延長する場合には通知することを保護者にもお知らせをしました。また、各休業期間等で授業日を設定することについては、設定することは決めましたが、夏休みをいつからいつまでにするか等の詳細は、後日お知らせすることとしております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 指導課長。

○説明員 臨時休業期間延長に伴う児童生徒の学習保障の内容についてご説明申し上げます。
文部科学省から出されましたリーフレットがありますが、今後の家庭学習におきましては、教科書を使い、教科書を併用することを前提として、このリーフレットの上段に示されているとおり、学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握を組み合わせて、可能な限り学習を支援するということであります。具体的には、5ページに示しました1の基本的な考え方に示したとおり、指導計画に基づいた適切な家庭学習を課して、児童生徒の家庭学習の様子や学習の定着度を評価し、それを次の学習につなげていくということであり、この取組を学校の実態に即して、1週間から2週間程度のサイクルで実施するように各学校へ指導しました。

家庭学習における課題の作成につきましては、6ページの2に示したとおりであります。特に(4)にあります、動画による学習支援につきましては、現在、教育委員会において動画作成を進め、積極的に発信していく、そして、やれることは進めていくという視点で、体制が整っている学校については、積極的な動画作成について依頼をしました。なお、動画作成における著作物の利用につきましては、今年度に限り特例として許諾をし、補償金免除で対応することができるようになっております。

7ページの3、家庭学習の配布及びフォローアップの仕方につきましては、各校の実態に即して表札訪問、電話、個別登校、配信メール、ホームページなどを組み合わせながら実施するよう各学校に指示したところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 生涯学習課長。

○説明員 続きまして、新型コロナウイルス感染症対策のうち生涯学習関連施設につきましてご説明いたします。

資料1の2ページをお願いいたします。初めに、アの施設の利用休止ですが、4月23日に開催されました草加市新型コロナウイルス対策本部におきまして、資料3、「施設利用再開日等の延長について」の中で、5月6日までとしておりました屋外・屋内施設の利用休止期間を5月31日まで再度延長するとの方針が示されたことから、公民館・文化センターなどの利用休止及び休館中の対応業務について決定し、市のホームページでお知らせいたしました。対応業務といたしましては、公民館・文化センターは窓口業務及び市民課連絡業務、歴史民俗資料館は窓口業務のみを行うこととしております。

次に、イの中止または延期とする集会・イベント等でございますが、同じく対策本部におき

まして、5月31日までの市が主催するイベント等について休止または延期するとの方針が示されたため、合計25事業のうち17事業の中止と8事業の延期を決定し、市のホームページでお知らせをいたしました。

続きまして、資料1の3ページをお願いいたします。(2)の中央図書館についてでございますが、5月31日までの対応を決定し、市ホームページなどにより利用者に周知を行いました。内容としましては、公民館・文化センターでの図書館サービス及びサービスコーナー、地域開放型図書室の利用休止期間を5月31日まで延長すること、また、5月13日と27日に予定していた読み聞かせを中止するものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 総務企画課長。

○説明員 市費正規職員及び会計年度任用職員の交代勤務の実施方法の変更についてご説明申し上げます。資料1、3ページの3及び資料4を併せてご覧ください。

資料4、令和2年4月24日付けの文書の内容についてでございますが、市費正規職員及び会計年度任用職員の交代勤務の実施方法の変更に関するもので、資料4の3ページにあります総務部長通知「交代勤務における実施方法の変更について」を踏まえ、学校で勤務する市職員につきましても変更するものでございます。期間につきましては4月27日から5月8日までとし、今後変更する場合につきましては別途通知する予定で、変更内容につきましては、これまでの在宅勤務及び在宅研修による交代勤務を取りやめ、現行の勤務場所及び別の場所での分散勤務とするものの内容となっております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 最初に部長から、埼玉県としては非常に危機感を持っているということ、それを受けて、昨日、市の対策本部で決定したということですが、過日、参考資料で、埼玉県の感染者の状況をもらったのですが、埼玉県ではなくて、草加市は今どういう状況なののでしょうか。市のホームページを見ますと24、5人くらいになっているのかと思うのですが、児童あるいは生徒、実際に今の草加市の状況を教えてください。

○高木宏幸教育長 草加市は、現在27人の感染者が出ています。埼玉県全県では851人だったと思いますが、その中で草加市は27人です。ここ何日間かは感染者は出ておりません。27人のうち1人は小学生で、家族の中での感染という情報は得ています。

○加藤由美委員 学校の校庭の使用に関してですが、特に低学年などは、学校に行って1人で遊ぶということもなかなか難しいので、在籍児童生徒だけではなく、例えば、保護者の方も一緒に校庭を使用可能にして、そこでコミュニケーションを取れるような、お母さんと低学年の児童と小さいお子さんも一緒に校庭で遊ぶということではできないのでしょうか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 校庭の使用につきましては、学校で、土曜日、日曜日も同様ですが、保護者が学校に話をしていただければ柔軟に対応していただいていますので、自由に子どもと一緒に遊ぶことは可能だと思います。ただ、遊具については、どこまで使用できるかは、学校によって対応が異なってくると思います。

○加藤由美委員 中学校についてはいかがでしょうか。

○説明員 中学校については、生徒だけで密にならないように、学校で目を配っている状態だと思います。

○加藤由美委員 キャッチボールや友達のグループで、そこでやっとな親子のコミュニケーションが取れたりもするので、もし可能であれば、そういうこともあっていいのかと思いました。

○説明員 学校の先生に話をすれば、おそらく拒否はされないと思いますので、三密にならないように気を付けていただき、申出をいただければ可能だと思います。

○小澤尚久委員 学習保障のところですが、学校のホームページに関連サイトの案内や動画配信等、できるだけ必要な措置をとるということがあるのですが、関連サイト、動画配信とは文部科学省が中心になるのでしょうか。どこの機関のどんなサイトなのか、どのような掲載があるのか教えていただければと思います。

○高木宏幸教育長 指導課長。

○説明員 サイトにつきましては、文部科学省のサイトで、他には各教科書会社が作成したサイト、また今後、県立総合教育センターでも、動画のサイトを作成すると情報を聞いておりますので、そちらとの併用ということになります。

○小澤尚久委員 中身としては、どのようなものが多いのでしょうか。

○説明員 今あるサイトについて調査研究をしているところではありますが、それぞれのものを一つ一つ見ていくと、小中学校のそれぞれの学年、それぞれの教科に対応するものは十分備わっているという結果が出ております。

○宇田川久美子委員 今のサイトのことで、動画による学習支援ということでYou Tubeを使用するということですが、あくまでも提供するだけで、双方向で話ができるとかではなくて、

動画を見て、それぞれが学習するという形ですか。

○説明員 そのとおりでございます。双方向的には、まだ対応できる環境がございませんので、一方的に配信するというような形の支援となっております。

○村田悦一教育長職務代理者 昨日、臨時の校長会議が行われて、教育委員会からお話があったと思うのですが、30日付けの保護者宛ての文書は、保護者の皆様には届いているのでしょうか。あるいは、30日付けの文書がこれから家庭に届くのか、実際にこの文書は、保護者全員に周知されるのでしょうか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 こちらにつきましては、草加市の教育委員会のホームページにも載せますが、各学校の配信メールでメール配信用の文書に体裁を整えた形で、昨日の会議が終わった後、学校に配信させていただいているので、そこから保護者に周知をお願いすることになっています。

○村田悦一教育長職務代理者 基本的にそれは100%行くということで、メール配信をしてないご家庭があったとしたら漏れてしまい、一人でもそういう方がいると大変なことかと思うので、100%全保護者に昨日の時点で伝わったという理解でよろしいですね。

○説明員 そちらにつきましては、まだ登録されてないという方も学校によっては把握できていますので、そこには電話連絡で必ずこの内容を周知するという形を取っているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 電話でこの内容を全部伝えたわけですね。文書を家庭に持っていったということではないのですか。

○説明員 学校によっても異なりますが、届けることについて拒否をされる方もいますので、内容だけ、最低限の趣旨はお伝えさせていただいて、あとは、ホームページをもし見ることができたら見てくださいということの案内をさせていただいております。

○村田悦一教育長職務代理者 今、こういう状況ですから、丁寧な報・連・相を教育委員会と学校、学校と家庭、あるいは学校と児童生徒にすることが大切だと思います。こちらから一方的に送ったつもりでも、受ける方がしっかり受け止められない状況があると、様々な問題が出てきてしまうと思いますので、そのところは、電話ではなくて、戸別にこの通知文を配ることが必要だと思います。昨日中に全てを配付するなど、一つ一つのことが大事になっていくのかと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

続いて、先ほど、指導課長からあった学習支援ということで、家庭学習を課し、可能な限り学習を支援するということですが、課題を課しただけでは学習を支援したことにはならないと

思います。今日の読売新聞には、中学校が郵送で課題を与えて、それを学校に郵送で送ってもらって先生が見るということをして、1週間ごとにやっているとありました。確認ということが学習の支援で、課題を与えることだけでは学習を支援したことにはならないと思います。ですから、どのような課題を与えたかを各学校、担任が確認をして、それを児童生徒一人ひとりに返していくというシステムがしっかり取られないと駄目だと思います。そういう意味で、「指導の基」を全部読ませていただきました。すばらしいものです。特に、前にも説明がありましたが、不登校の子どもは学校に来られないわけですが、欠席1日で電話する、3日で家庭訪問、7日で支援チームをつくるという草加137サポートがあります。私は、今のこの休業期間にも各学校で、この支援サポートを実施していただきたいと思います。例えば、今の学習課題の配布及びフォローアップの仕方と組み合わせながら対応することが良いと思います。現状ですと、表札訪問、電話、個別登校、配信メール、ホームページ等、学校によっては、それをやりっ放し、流しっ放しで終わってしまうと感じました。教育委員会としては、少なくとも最低限のサポートをして、小学校と中学校で児童生徒のサポートの方法をしっかりと決めていかないと、それが学習支援と言えるところまでいかないと。

もう一つ、動画による配信、これも公教育ですから、受けられる人だけ受ける形になって、受けたくても受けられない、当然そのことも配慮した中で取り組んでいくと思いますが、少なくとも全員にサポートができていて、更に動画があると理解も深まると思います。一人ひとりの保護者の立場、一人ひとりの児童生徒の立場で考えていくことが大事かと思います。この取組が本当に一人ひとりの生きる力を伸ばしていくことになるのかを考えることが大切だと思いますので、特に学習支援については、確認ということをどのように学校ができるのか、それも学校の工夫によって違ってきてしまっているのか、やはり共通部分が何かしっかりとあった方が良いという気持ちがあります。

○高木宏幸教育長 指導課長。

○説明員 今の2点のことについてでございます。7ページの3番の(3)に、次のようなサイクルを実施するというので、配布から様々な方法を組み合わせながら、この1、2、3のサイクルをしっかりと実現するように各学校に依頼をしたところでございます。特に動画について、ネット環境が整っていない家庭に対しては、事前にその実態を把握の上、①にありますように、補助的な資料やプリントなども一緒に届けるようにということ、また、課題を受け取ったら、それをしっかり評価して、次の機会にしっかりと子ども一人ひとりにいろいろな手法を使いながらフィードバックをすると、このようなサイクルが大事だということを学校に依頼をしてい

ます。これを含めて、各学校は実態に応じ、工夫した取組をしているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者　ご説明よく分かります。ですから、差がないように、教育委員会でしっかり一人ひとりの児童生徒を支えていくことになるのかと思うので、十分に組み組んでいただいていると思いますが、あえて話をさせていただきました。

現在、教員は週2日勤務となると、週1回、各担任の子どもには電話をしてほしいです。それから、家庭訪問は無理だとしても、地域訪問という形で、様々な保護者や子どもは自分の担任以外の先生に会うと思います。そこで先生から声をかけるなど、そういう形で先生方が地域へ出て行って、子どもたち、あるいは保護者、地域の様子を感じてくる必要があると思います。

もう一つは、先ほど、校庭の開放等の話がありましたが、私は学校の図書室を開放した方がよいと思います。読書活動推進計画がありますので、本を読みたい子どもは、学校に来て図書室で本を借りられるという形で、図書室を自由に、本を読みたいときにはいつでも借りられるように、各学校の図書室をオープンにすることが、知的要求を少しでも満たすことができると思いますので、とにかくできることを増やして行ってほしいと感じました。

○川井かすみ委員　学習課題の配布及びフォローアップの仕方について、保護者の方、お子さんから聞いた話ですが、配信メールによって、先生の趣味などがメールで届くようで、それを子どもたちはすごく楽しみにしているというお話が聞けました。また、そういったメールがあることによって、家庭、保護者と学校がつながっているという実感もあるそうなので、引き続き続けていただきたいと思いました。(3)の③で、前回の課題についてフィードバックをすることですが、また、お母さんにお話を聞いたら、全く課題はやってないというお話がありました。それも、提出期限が特にないので、それが決まったら慌ててやるというお話だったので、例えば、夏休みの日記みたいに、何月何日はこれをやる、1週間目にはこれをやると決めてもらおうと、子どもたちも目標を持って取り組みやすいかもとおっしゃっていました。

もう1点、You Tubeについてですが、息子が通っている越谷特別支援学校では、既にもうYou Tubeの配信が始まっていて、家庭でもできるマッサージや家庭でもできる指遊びなどの配信が既に始まっています。草加市内では、もう既に配信が始まっているのか、また、いつから具体的に始まるのか、もしお決まりのようでしたら教えていただけますか。

○説明員　1点目のことについてでございますが、これからまた休業延長になったというところで、確かにそのような実態があります。それを踏まえ、各学校で学校の指導計画に基づいた学習計画を立て、それに合わせた学習をさせる、そして、学習習慣も含めて身に付けさせると

というようなことを各学校に指示しております。それから、You Tubeにつきましては、セキュリティーの問題や個人情報の漏えいなどの問題がある中で、草加市としてどのようにすれば、そのリスクを減らした形でアップロードができるかというところを調べたところ、最終的には教育委員会で取得したアカウントで、しかも限定公開でアップロードをするとリスクを減らすことができるということが分かりました。ですので、教育委員会でアカウントを取得できるのが、早くても来週 11 日の月曜日あたりということになっておりますので、それよりも早く取得できましたら、もちろん学校には知らせますが、見通しとしてはそのような形になっております。

学校には、アップロードはまだ先であっても、動画は作成をしてよいということになっておりますので、動画の作成が始まっている学校もあるということを聞いております。

○高木宏幸教育長 河野副部長。

○説明員 今の学習計画について補足をさせていただきます。これまでは、各学校から家庭に、こういった課題をしてくださいと、手順などについては各家庭にお任せという部分があったのですが、そうではなくて、例えば、1日3コマくらい、国語なら動画で国語の教科書の何ページ、あるいはプリントを使って、これをやりましょうと、2コマ目は算数、3コマ目は体育と、1週間から2週間の計画を立てて、その学習計画表を各家庭に渡して、それに基づいて学習してもらうように学校に伝えています。終わり次第、次の表札訪問やポスティングをする際に、必要なものを入れてもらって、それをサイクルしていくというようなことを考えて、学校には伝えているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 確認ですが、今の場合の指導計画を立てて進めた場合に、学校が再開された際は、もう一度再学習的な補習的なものは、単元や内容にもよりますが、基本的にはどのように考えていますか。

○高木宏幸教育長 指導課長。

○説明員 学習計画を基にして、子どもたちの学びを前に進めるという視点で、このような家庭学習を課し、その家庭学習によって、どのくらい学力が、必要なことが身に付いているかということをしかりと把握し、それを学校再開のときに反映をしていくというサイクルになっております。

○高木宏幸教育長 資料の8ページの下段ですが、上段のところで学校の取組、指導計画等を踏まえた学習課題、教師による指導と状況把握、再開できたときには、学校において可能な限りの措置を講じるとあります。必要があれば、補充や補習、新たに家庭学習を課すなどを考えているところで、さらに、課した学習課題を適切に評価するということです。これは、文部科

学省の通知の中にも書いてあるのですが、一定の要件の下で学校が課した学習課題の状況や成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができると、また、扱わない場合でも、定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途補習や家庭学習を課して措置を講じるとなっています。

ただ、今、課長からあったように、公立小中学校の場合、子どもたちの様々な状況があり、理解度一つ取っても違いますので、しっかりと受け止めてやっていかないと、ただ課題を課して、評価して、やったことにするというのは簡単なことではないということで、そこは丁寧に見届けて、必要な措置を講じた上で取り組んでいかなければならないと思っています。

○加藤由美委員 繰り返しになってしまうのですが、学校に行けば時間割表があって、区切りがありますが、子どもたち個人で時間割表を作るような目安を付けてあげるということも大事ではないかと思いました。

○村田悦一教育長職務代理者 夏季休業期間等、授業日を設定しますと、詳しい日程は決まり次第お知らせしますということですが、学校行事などは、例えば、自然教室については、以前、時期をずらすということでお伺いしておりましたが、実施できない状況なのでしょうか。私は、是非実施してほしいと思うのですが、大事なものは、なるべく早く保護者、あるいは学校に知らせしていくことだと思います。急に実施する、しないとなってしまうと、準備などが大変になってしまうので、年間の行事等について調整をお願いします。また、9月入学という話題も出てきて、そういうことまで議論されてくるような状況になっている中で、学校がもっと落ち着いて、令和2年度の教育活動がしっかりできるように見通しを持って進められるように、様々な情報を出していただければ良いと思います。

○高木宏幸教育長 学校行事も含めて、学校が授業時間の確保をしっかりとできるようなことを考えていかなくはいけませんので、大きな大会や催し、イベント等も含めて、どうしていくのか、また、夏季休業についてはどうするのかということについて、現在検討していますので、それは決まり次第、速やかに保護者の方、また、地域関係機関にも伝えていきたいと思っています。

○川井かすみ委員 今日知ったニュースですが、小学校新1年生と6年生、中学校3年生については登校日を設けた方が良くはないかというニュースがありました。その件については、まだこれから話し合われるということでしょうか。

○高木宏幸教育長 その件についてはまだ報道の段階で、私たちにもそのことについて詳しい

情報等が入っておらず、詳細はよく分かりません。これから、通知等があり、配慮が必要だといふことがあれば、検討していかなければならないと思っています。

○宇田川久美子委員 今、秋に始業式を持ってくるという話が出ています。もちろんそれは、草加市だけで決めるということではありませんが、もし可能なら、教育長が秋に始業式をずらすというところに対して、今どのように考えているかを教えていただければと思います。

○高木宏幸教育長 9月入学に関しては、報道されているように、メリットもデメリットもありますし、実施するとなると、社会的な影響は大きいと思います。一方で、こういうときだからこそ、システムの転換ができるのではないかという議論もあります。ですので、これは将来、夢を持つ子どもたちにとってどういう選択が良いのかを、しっかり慎重に考えていく必要があるだろうと思っています。いずれにしても、9月入学ということについてはいろいろ議論されているように、メリット、デメリットもあり、時間的な制約もありますので、実現性等も含めながら検討していくことになってくるということで、良し悪しの問題という段階ではなくて、子どもたちにとって良い選択をしっかりと見極めながら、考えていく必要があろうかと考えております。

特に、今の高校受験や大学受験、そういうことを考えざるを得ない学年の子どもたちや、来年入学する子どもたちの人数の問題など、体制を整えた上でないと実施できないと思いますので、その辺りについては様々な課題があると思いますし、私としてはどちらということではなく、より子どもたちにとってどうかという視点で考えていきたいと思っています。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第22号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第22号報告については、承認といたします。

◎その他

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたら、お願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務部長 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、第5回定例会を5月26

日火曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後1時50分 閉会